

京都市男女共同参画センター指定管理者選定について

1 選定方法

京都市男女共同参画センター ウィングス京都の現在の指定管理期間が平成30年度で終了することから、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの次期指定管理者について、公募のうえ、京都市共同参画社会推進施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における調査、審議の結果を踏まえ、選定した。

なお、選定委員会においては、応募団体から提出された書類と、選定委員会において実施されたプレゼンテーションを基に、申請団体の適格性（専門性、財務状況等）、事業運営に関する計画（運営体制、事業計画等）及び経営に関する計画（経営方針、収支計画等）の各審査項目について総合的に評価し、選考を行った。

2 応募団体数

1団体

3 次期指定管理者

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会（現行の指定管理者）

4 選定理由

選定委員会において、次の理由により、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会が指定候補者とするにふさわしい団体であると評価された。

- ① 指定候補者は、これまで指定管理者として安定的に京都市男女共同参画センターを管理運営するとともに、男女共同参画やDV等に関する情報発信、広報啓発活動、相談事業などを継続的に行っているなど、十分な専門性と実績を有する。
- ② 指定管理業務を行うに当たって、高い理念や意欲を有する一方、収支計画や今後の事業展開については具体性に欠けるところがある。実現性に留意し、確実な業務の遂行に努めていただきたい。
- ③ 運営体制という点で、職員が全体的に高齢化しているなど、組織としての課題も見受けられる。創造性を發揮して新たな発想で運営や事業企画をするためにも、組織の活性化を期待したい。
- ④ 当該施設は抜群の立地を誇り、工夫や仕掛け次第で更なる利用者の拡大や施設稼働率の向上が見込めると考えられる。利用料金制の導入も契機として、積極的な営業努力や、文化団体をはじめとする新たな連携を進めていただきたい。

5 委託料

427,600千円

（平成31年度：106,720千円、平成32年度～平成34年度：106,960千円）

6 経過

平成30年7月31日	第1回指定管理者選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
平成30年8月7日～9月6日	指定管理者の募集
平成30年9月28日	第2回選定委員会（プレゼンテーション・評価・選定）
平成30年10月	選考結果の通知及び広報発表
平成30年11月14日	仮協定締結
平成31年11月市会	指定管理者の指定に関する議案提案
平成31年2月市会	予算案提案
平成31年3月20日	本協定締結